



不動産取得税還付申請書

年 月 日

兵庫県
(

県 民 局 長
県民センター長 様
県税事務所)

(〒 -)

住 所
(所在地)

氏 名
(名称)

個人番号 [↓個人番号12桁は左側を1文字空けて記載]

(法人番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

電 話 () - 番

電子メール

兵庫県税条例第 条 第 項の規定により、先に納付した不動産取得税の還付を次のとおり申請します。

申請金額 ￥

口座振替払請求		
金融機関名	支店名	預金の種別
口座番号		

既 納 付 額

課税標準額 (不動産の価格)	円
納付した税額	円
納付年月日	年 月 日
課税番号	年度 第 号

取得した不動産の概要

不動産の所在地					
不動産の概要	土地	地番	地目	地積 平方メートル	
	家屋	家屋番号	種類	構造	床面積 平方メートル 1階 1階以外 計

「県税還付金が発生した場合に、納付すべき未納の県税徴収金等(注)がある場合は、その納付すべき未納の県税徴収金等に充当します。県税還付金の受領に関し委任状が提出された場合、委任者に納付すべき未納の県税徴収金等がある場合はまず充当を行い、なお還付金がある場合のみ委任者に還付します。」(注)県税及び地方法人特別税の徴収金であり、延滞金、加算金を含みます。

還付を受けようとする事項

次に掲げる申請事項のうち該当するものの番号を○で囲み必要な添付書類をこの申告書に添付してください。

- 1 特例適用住宅用土地の取得 (兵庫県税条例第59条第3項)
- 2 自己の居住の用に供する既存住宅等用の土地の取得 (兵庫県税条例第59条第3項)
- 3 主体構造部と附帯設備の区分 (兵庫県税条例第46条第10項)
- 4 被収用不動産等の代替不動産の取得 (兵庫県税条例第59条の3第8項)
- 5 譲渡担保財産の取得 (兵庫県税条例第59条の4第8項)
- 6 再開発会社の不動産の取得 (兵庫県税条例第59条の5第8項)
- 7 農地中間管理機構の農地の取得 (兵庫県税条例第59条の6第8項)
- 8 土地改良区の換地の取得 (兵庫県税条例第59条の7第8項)
- 9 その他 ()

※ 個人番号・法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により利用が認められる県税の賦課徴収に関する事務等の効率化などを目的に記載を求めるものです。